

問 I - 9 - ⑤の2 (同種・同系列法人についての行政庁間の判断の違い)

同様の事業を行っている同種類別の法人や、全国的な同系列の県単体法人であれば、申請先が国であれ都道府県であれ、またどの都道府県であっても、公益認定について異なる判断結果となることはないと考えてよいのでしょうか。

答

1 公益認定に当たっては、公益法人認定法の定める法定の認定要件の下で、公益認定等ガイドライン(注)という同一の審査基準が各行政庁によって採用されています。また、政令の定める基準に従って設置される民間有識者から成る合議制の機関(国の場合は、公益法人認定法により設置される内閣府公益認定等委員会)という同様の主体が判断を行うという制度が採用されています。

旧制度の下では、公益法人の設立許可要件について民法の条文に詳細な規定がなく、主務官庁の裁量に委ねられる部分が多くあったことに比べると、新制度においては、国及び都道府県を通じて、公益認定の判断に係る共通の枠組みが設けられています。

(注)「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正)

2 ところで、一般に、全国的に同系列の法人であったり、同様の事業を行っている一見したところ同種類別の法人である場合であっても、それぞれが独立の法人格を有し組織として主体的に活動している以上、具体的な活動方針や事業内容に違いがあることが通常ですし、また、各法人の財務状況や人的基盤等も同様とは限りません。さらに、その法人が活動している各地域の社会経済状況の違いから、それぞれの法人が担う当該地域における公益増進への意味合いや寄与度等にも違いがあり得るところでしょう。

各行政庁の合議制の機関は、個別事案について、法令と審査基準に従い、以上のような点を確認しつつ、具体的な審査を行い、判断をしていくこととなります。

3 統一的な仕組みと判断基準の下で、合議制の機関に公益認定の審査と判断を委ねている以上、個別具体の審査に係る判断については、第一義的に各合議制の機関の判断を尊重することとなります。もちろん地域間で認定制度の運用に許容し難い著しい格差が生じている場合など、公益法人認定法令等による事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要がある場合には、内閣総理大臣は、都道府県知事に対して勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置を行うことを指示することができます(公益法人認定法第60条)。ただし、これはあくまで例外的な事態に対応するための措置であり、また、事後の是正措置の仕組みであって、直接に公益認定の判断を統一するための規定ではありません。

この点に関して、国と都道府県の間又は都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、相互に緊密な連携を図っていくこととしています。